

## 特別金利定期預金《スーパープラチナ》

2026年6月1日現在

1. 商品名（愛称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由金利型定期預金〈M型〉又は自由金利型定期預金〈大口定期預金〉 （愛称）特別金利定期預金《スーパープラチナ》</li> </ul>						
2. 取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年6月1日～2026年7月31日</li> </ul>						
3. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の方及び個人事業主の方</li> </ul>						
4. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年（元金自動継続扱又は元利金自動継続扱）</li> </ul>						
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>50万円以上 ※ 50万円以上 1,000万円未満…自由金利型定期預金〈M型〉 1,000万円以上…自由金利型定期預金〈大口定期預金〉</li> <li>1円単位</li> </ul>						
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>						
7. 制約事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな資金でのお預け入れ又は普通預金、貯蓄預金、決済用預金、通知預金及び定期積金からの振り替えに限ります。（当金庫に既にお預け入れいただいている定期預金の満期金又は中途解約金からの振り替えは対象外とします。）</li> </ul>						
8. 利 息 (1)適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利</li> <li>当初預入時の適用金利は、年1.10%とします。</li> <li>【当初預入時の適用金利表】</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">預 入 金 額</th> <th style="text-align: center;">適 用 金 利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円以上 300万円未満</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">年1.10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300万円以上 1,000万円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>初回満期時の自動継続後は、継続日における店頭表示金利を適用します。</li> </ul>	預 入 金 額	適 用 金 利	50万円以上 300万円未満	年1.10%	300万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
預 入 金 額	適 用 金 利						
50万円以上 300万円未満	年1.10%						
300万円以上 1,000万円未満							
1,000万円以上							
(2)利払方法(頻度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>単利型の場合は、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後及び満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。</li> <li>複利型の場合は、満期日以後に一括して支払います。</li> </ul>						
(3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>単利型の場合は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。</li> <li>複利型の場合は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算とします。</li> </ul>						
9. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年1月1日から2037年12月31日までの期間は、復興特別所得税が課税されますので、利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優をご利用の場合を除きます。）</li> </ul>						
10. 手数料	—						
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率）。</li> <li>遺族基礎年金を受給されている方や身体障害者手帳をお持ちの方などは、マル優のご利用が可能です。</li> <li>◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</li> </ul>						

《裏面に続く》

12. 中途解約時の取り扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第4位以下切捨）及び預入日又は自動継続日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</p> <table border="1" data-bbox="367 264 1500 521"> <thead> <tr> <th data-bbox="367 264 662 297">預入期間</th> <th data-bbox="662 264 909 297">中途解約利率</th> <th data-bbox="909 264 1252 297">預入期間</th> <th data-bbox="1252 264 1500 297">中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 297 662 432">6か月未満</td> <td data-bbox="662 297 909 432">約定利率×15% 又は解約日の普通預金利率の何れか低い方</td> <td data-bbox="909 297 1252 432">1年6か月以上2年未満</td> <td data-bbox="1252 297 1500 432">約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 432 662 477">6か月以上1年未満</td> <td data-bbox="662 432 909 477">約定利率×20%</td> <td data-bbox="909 432 1252 477">2年以上2年6か月未満</td> <td data-bbox="1252 432 1500 477">約定利率×45%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 477 662 521">1年以上1年6か月未満</td> <td data-bbox="662 477 909 521">約定利率×25%</td> <td data-bbox="909 477 1252 521">2年6か月以上3年未満</td> <td data-bbox="1252 477 1500 521">約定利率×60%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	中途解約利率	預入期間	中途解約利率	6か月未満	約定利率×15% 又は解約日の普通預金利率の何れか低い方	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%	6か月以上1年未満	約定利率×20%	2年以上2年6か月未満	約定利率×45%	1年以上1年6か月未満	約定利率×25%	2年6か月以上3年未満	約定利率×60%
預入期間	中途解約利率	預入期間	中途解約利率														
6か月未満	約定利率×15% 又は解約日の普通預金利率の何れか低い方	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%														
6か月以上1年未満	約定利率×20%	2年以上2年6か月未満	約定利率×45%														
1年以上1年6か月未満	約定利率×25%	2年6か月以上3年未満	約定利率×60%														
13. 金利情報の入手方法	<p>・金利は店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。</p>																
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>																
15. その他参考となる事項	<p>・預金保険制度の付保対象預金です。 ◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</p>																